

令和 8 年

伊豆の国市教育委員会 2 月定例会  
会議録



令和8年伊豆の国市教育委員会2月定例会

開会年月日 令和8年2月24日(火) 午後3時00分～午後4時15分

場 所 あやめ会館2階 会議室

日 程

- 1 冒 頭 (学校教育課長)
- 2 開 会 (教育長)
- 3 会議録署名委員の決定 (教育長)
- 4 会期の決定 (学校教育課長)
- 5 1月定例会会議録の承認 (学校教育課長)
- 6 教育長報告 (教育長)
- 7 議事日程 (議事進行:教育長)

日程第1	報告第2号	伊豆の国市教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令の制定について
日程第2	報告第3号	伊豆の国市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部改正について
日程第3	報告第4号	伊豆の国市乳児等通園支援事業の認可等に関する規則の制定について
日程第4	報告第5号	伊豆の国市特定乳児等通園支援事業者の確認等に関する規則の制定について
日程第5	議案第4号	伊豆の国市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について
日程第6	議案第5号	伊豆の国市教育委員会事務専決規則の一部を改正する規則の制定について
日程第7	議案第6号	伊豆の国市立小・中学校の通学区域を定める規則の一部を改正する規則の制定について
日程第8	議案第7号	教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る協議について

日程第 9	議案第 8 号	伊豆の国市立幼稚園の定数、入園の手続等に関する規則及び伊豆の国市立幼稚園及び認定こども園預かり保育条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
日程第 10	議案第 9 号	令和 8 年度伊豆の国市立図書館の休館日の変更について
日程第 11	議案第 10 号	準要保護児童生徒の就学援助資格の新規認定について
日程第 12	議案第 11 号	令和 8 年度県費負担教職員の人事異動の内申（案）について

## 8 閉 会（教育長）

出席者	教育委員会 教育長	菊 池 之 利
	同 委 員	岩 田 幸 晴
	同 委 員	清 水 照 子
	同 委 員	前 田 泰 宏
	同 委 員	宮 代 麻 衣 子

### 説明に出席した者の職氏名

教育部長	渡 邊 直 人
教育施設整備課長	植 松 明 久
生涯学習課長	近 藤 卓 哉
文化財課長	工 藤 雄 一 郎
幼児教育課長	平 井 仁 史
学校教育課統括監	濱 田 晃 治
学校教育課教育支援監	杉 崎 ことみ

### 会議に出席した事務局の職氏名

学校教育課長	古 木 智 己
教育総務係長	田 村 由 美
学校教育課教育総務係	鈴 木 由 佳

## 9 その他（進行：学校教育課長）

- ① 小・中学校の児童・生徒の問題行動について
- ② 次回以降の定例教育委員会の開催について

日時：令和 8 年 3 月 25 日（水） 午後 3 時 00 分～

場所：あやめ会館 2 階 会議室

日時：令和8年4月28日（火） 午後3時00分～

場所：あやめ会館3階 多目的ホール

■古木学校教育課長

皆さま、こんにちは。本日は、お忙しい中、ご出席いただき、ありがとうございます。

開会に先立ちまして、菊池教育長より、皆さまにごあいさつ申し上げます。

■菊池教育長

<略>

■菊池教育長

本日は、4人出席しておりますので、委員会は成立しております。

ただいまより、令和8年教育委員会2月定例会を開催いたします。本日の会議録に署名する委員は、前田委員と宮代委員をお願いいたします。

■古木学校教育課長

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。

会期につきましては、本日2月24日、1日のみということで処理をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

■委員一同

(異議なし)

■古木学校教育課長

ありがとうございます。本日1日だけということでお願いします。

次に、先月行いました教育委員会1月定例会開催分の会議録の報告と承認の件に入ります。

会議録の写しを配付してございます。実施日、出席者、議案の案件、議決内容、署名等の会議内容を記載してございます。こちらについては、見ていただき承認されたということで処理をさせていただきますが、いかがでしょうか。

■委員一同

(異議なし)

■古木学校教育課長

ありがとうございます。ここで、教育長から報告事項を申し上げます。

■菊池教育長

<略>

■古木学校教育課長

この後、議事に入りますが、ここからの進行は、菊池教育長をお願いいたします。

■菊池教育長

それでは、本日の議事日程に入ります。

日程第1 報告第2号「伊豆の国市教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令の制定について

て」の説明をお願いします。

■古木学校教育課長

学校教育課の古木です。よろしくお願いいたします。

報告第2号「伊豆の国市教育委員会文書管理規程の一部を改正する訓令の制定について」報告します。

本規程の趣旨ですが、教育委員会文書管理規則に定めるもののほか、公文書の管理に関し必要な事項を定めるものであります。

今回の主な改正点でございますが、令和8年4月の組織改編に伴い、文化財課が歴史・文化課になり、郷土資料館を廃止し、新たに歴史・文化拠点施設の設置に伴う改正のほか、田京幼稚園及び共和幼稚園の廃止に伴う改正となっております。その他、すでに組織改編されているが改正が反映されていない部分や字句の修正を行うものであります。

新旧対照表に基づき、主な点を説明いたします。

資料1ページをお願いします。第2条の定義についてであります。郷土資料館を歴史・文化拠点施設に改めております。

2ページの別表（第6条 文書等の記号及び番号）であります。事務局の欄の一番下の欄の文化財課を歴史・文化課へ、また、3ページ一番上の欄ですが、教育施設整備課を反映したものになっております。教育機関（学校を除く）の欄で、大仁給食センターを削除し、伊豆の国市歴史館いずしるを追加しております。幼稚園の欄で、共和幼稚園及び田京幼稚園を削除しております。その他字句の修正や施設の名称の修正等を併せて改正するものであります。

なお、規則の施行日は、令和8年4月1日としてございます。

説明は以上です。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。

よろしいでしょうか。

■菊池教育長

続きまして、日程第2 報告第3号「伊豆の国市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部改正について」の説明をお願いします。

■古木学校教育課長

報告第3号「伊豆の国市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部改正について」報告します。

本規則の趣旨ですが、伊豆の国市学校給食費の管理に関する条例の施行に関し必要な事項を定めるものであります。

令和8年1月の臨時教育委員会にてご承認をいただいております、学校給食費の改定を行うにあたり、条例の施行規則を改正するものであります。

資料1 ページの新旧対照表に基づき、主な点を説明いたします。

別表第1（第6条 学校給食費の額の関係）の小学生の月額給食費を5,790円、1食あたりの額を341円に、中学校の月額給食費を6,820円、1食あたりの額を406円に改正、また、別表2の小・中学校の試食会等に参加する者の1食当たりの額を410円に改正するものです。

なお、附則の第1項では、規則の施行日は、令和8年4月1日と定めており、附則の第2項の令和8年度に限り、学校給食費の額の特例を定めております。第1号では、小学校の給食費については、給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる無償化）に対応すべく、県からの補助金5,200円に加え、差額の590円については、国の物価高騰重点支援地方創生臨時交付金を活用し、保護者負担は0円とするものであります。第2号では、中学校においては1,130円の増額分については、国の物価高騰重点支援地方創生臨時交付金を活用し、保護者負担額は据え置くこととしております。

説明は以上です。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。

よろしいでしょうか。

■菊池教育長

続きまして、日程第3 報告第4号「伊豆の国市乳児等通園支援事業の認可等に関する規則の制定について」の説明をお願いします。

■平井幼児教育課長

幼児教育課の平井です。

報告第4号について、御説明いたします。

1 ページの参考資料をご覧ください。

令和8年2月6日に伊豆の国市乳児等通園支援事業の認可等に関する規則を制定、公布いたしました。

1の要旨ですが、4月1日から乳児等通園支援事業を開始するに当たり、事業の認可等について、必要な手続きを定める規則を制定しました。

3の規定する内容ですが、認可等に係る手続きについて、(1) 認可の申請等。(2) 変更の届出、事業の廃止等の申請。(3) 勧告等。(4) 事業の制限、認可の取消しなどを定めております。

4の施行期日ですが、令和8年4月1日からとしております。

説明は以上です。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。

よろしいでしょうか。

■菊池教育長

続きまして、日程第4 報告第5号「伊豆の国市特定乳児等通園支援事業者の確認等に関する規則の制定について」の説明をお願いします。

■平井幼児教育課長

幼児教育課の平井です。

報告第5号について、御説明いたします。

1ページの参考資料をご覧ください。

令和8年2月6日に伊豆の国市特定乳児等通園支援事業者の確認等に関する規則を制定、公布いたしました。

1の要旨ですが、4月1日から特定乳児等通園支援事業を開始するに当たり、事業者の確認等について、必要な手続きを定める規則を制定しました。

3の規定する内容ですが、事業者の確認等に係る手続きについて、(1) 確認の申請等。(2) 変更の届出、確認の辞退の申請。(3) 勧告、命令等。(4) 確認の取消しなどを定めております。

4の施行期日ですが、令和8年4月1日からとしております。

説明は以上です。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。

■前田委員

特定乳児等通園支援事業者のほうは認可じゃなくて確認でいいということですか。

■平井幼児教育課長

はい。

■前田委員

その理由についてはどうということですか。

■平井幼児教育課長

乳児等通園支援事業と特定乳児等通園支援事業というのは違いがございます。まず、乳児等通園支援事業と認可。事業を実施するにあたって、認可を受けるという形になるのですけれども、これは児童福祉法に基づいて認可を受けるとい形になります。これは例えばハード面であるとか、保育士の数とか、事業自体を実施することには問題がないかというところで認可を行っていくのですけれども、特定乳児等通園支援事業というのは、認可を受けて事業を実施している事業者が8年度から

は国の給付費でその掛かる経費が負担されるということになるのですが、国から給付費を給付することから、きちっとした運営に基づいて行われているかというところの確認をすることになります。これは、子ども子育て支援法に基づいて行うということになってまして、根拠法令が変わってくるというところでございます。

■前田委員

その中でこちらは確認でいいよということになっているということなんですね。

■平井幼児教育課長

そうです。

■菊池教育長

よろしいでしょうか、他にはありませんでしょうか。

それでは、次に移ります。

■菊池教育長

続きまして、日程第5 議案第4号「伊豆の国市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について」の説明をお願いします。

■古木学校教育課長

学校教育課の古木です。よろしくお願いします。

議案第4号「伊豆の国市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について」説明いたします。

本規則の趣旨ですが、教育委員会事務局の組織、事務分掌、職の設置等について必要な事項を定めるものであります。

今回の主な改正点でございますが、令和8年4月の組織改編に伴い、文化財課が歴史・文化課になり、新たに現在の観光文化課の文化振興係を歴史・文化課への所管替えに伴い改正が必要となつたためであります。また、現状の規定に合せ、事務分掌や字句の修正も行うものであります。

新旧対照表に基づき、主な点を説明いたします。

資料1ページをお願いします。第2条の組織についてであります。第2項の表中の文化財課を歴史・文化課に改め、文化振興係を追加しております。第4項では、郷土資料館を、歴史・文化拠点施設に改めております。資料2ページの第4条の職制では、第6項に歴史・文化拠点施設に館長を置くことを記載しております。第5条の部長等では、令和8年度より幼稚園、保育園、こども園を統括する職を新たに設置することから園統括監を追加しております。資料4ページの別表第1（第3条第1項関係）で、学校教育課 教育総務係の(2)法第1条の3に規定する大綱の策定に関すること、(3)総合教育会議の開催及び運営に関することについては、伊豆の国市事務の委任及び補助執行に関する規則の第15条第1項第1号及び第2号に記載されており、重複することから

削除するものです。削除してもその業務については補助執行として教育委員会で行うことに変わりはありません。資料5ページの歴史・文化課に文化振興係が追加され、それに伴う事務分掌が追加されております。具体的は、文化及び芸術の振興に関すること、伝統芸能に関することのほか、長岡総合会館（アクシスかつらぎ）と葦山文化センター（葦山時代劇場）の管理運営に関することも歴史・文化課の所管となります。資料6ページの別表第4（第3条第4項関係）であります、給食センターから配食される施設として、伊豆長岡給食センターの欄では田京幼稚園を葦山南小学校給食施設の欄では共和幼稚園が、それぞれ3月31日の廃止されることから削除しております。

なお、規則の施行日は、令和8年4月1日としてございます。

説明は以上です。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。

よろしいでしょうか。

■菊池教育長

よろしいですか。それではお諮りします。議案第4号「伊豆の国市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について」は承認でよろしいでしょうか。

■委員一同

（異議なし）

■菊池教育長

議案第4号「伊豆の国市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について」は、承認されました。

続きまして、日程第6 議案第5号「伊豆の国市教育委員会事務専決規則の一部を改正する規則の制定について」の説明をお願いします。

■古木学校教育課長

議案第5号「伊豆の国市教育委員会事務専決規則の一部を改正する規則の制定について」説明します。

本規則の目的ですが、教育委員会における事務処理に関し、その決裁の区分、手続き等を定めることにより、事務処理における権限と責任の所在を明確にし、事務を適正かつ効率的に執行することを目的に定めております。

今回の主な改正点でございますが、令和8年4月の組織改編に伴い、文化財課が歴史・文化課になり、新たに現在の観光文化課の文化振興係を歴史・文化課への所管替えに伴い改正が必要となったためであります。また、現状の規定に合うよう一部字句の修正等を行っております。

新旧対照表に基づき、主な点を説明いたします。

資料 2 ページの別表第 4 条関係で、文化財課長の欄を歴史・文化課長に改めるものであります。  
また、文化振興係の専決事項が追加されております。

規則の施行日は、令和 8 年 4 月 1 日としてございます。

説明は以上です。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。

よろしいでしょうか。

■菊池教育長

よろしいですか。それではお諮りします。議案第 5 号「伊豆の国市教育委員会事務専決規則の一部を改正する規則の制定について」は承認でよろしいでしょうか。

■委員一同

(異議なし)

■菊池教育長

議案第 5 号「伊豆の国市教育委員会事務専決規則の一部を改正する規則の制定について」は、承認されました。

続きまして、日程第 7 議案第 6 号「伊豆の国市立小・中学校の通学区域を定める規則の一部を改正する規則の制定について」の説明をお願いします。

■古木学校教育課長

議案第 6 号「伊豆の国市立小・中学校の通学区域を定める規則の一部を改正する規則の制定について」説明します。

本規則の趣旨ですが、学校教育法施行令の規定に基づき、伊豆の国市内に居住する児童生徒が義務教育を受けるため、通学区域及び通学する学校の指定について必要な事項を定めるものであります。

今回の主な改正点でございますが、令和 8 年度より、韮山中学校に特別支援学級（自閉症・情緒学級）を開設するための改正となります。

資料 1 ページの新旧対照表に基づき、主な点を説明いたします。

別表（第 2 条関係）の特別支援学級（自閉症・情緒障害）の表中で、改正前は長岡中学校で市内 3 中学校の対象生徒を受け入れておりましたが、令和 8 年度より韮山中学校に新設されることに伴い、長岡中学校については、長岡中学校及び大仁中学校の通学区域の生徒を受け入れ、韮山中学校の通学区域の対象生徒を韮山中学校で受け入れるよう改正するものであります。

なお、規則の施行日は、令和 8 年 4 月 1 日としてございます。

説明は以上です。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。

■清水委員

清水です。韮山中学校にも設けた理由というのはなんですか。

■古木学校教育課長

現在、韮山中学校から長岡中学校に通っている生徒もいるのですが、今の小学6年生が新しく、中学に上がるにあたって、少し人数が増えることから、新たに新設するというようなこととなります。

■清水委員

具体的に何人くらいになります。

■古木学校教育課長

すみません。今、手元に資料がございません。新しく1学級できるぐらいというふうだったと思います。

■清水委員

分かりました。

■菊池教育長

他にはありませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

■菊池教育長

よろしいですか。それではお諮りします。議案第6号「伊豆の国市立小・中学校の通学区域を定める規則の一部を改正する規則の制定について」は承認でよろしいでしょうか。

■委員一同

(異議なし)

■菊池教育長

議案第6号「伊豆の国市立小・中学校の通学区域を定める規則の一部を改正する規則の制定について」は、承認されました。

続きまして、日程第8 議案第7号「教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る協議について」の説明をお願いします。

■古木学校教育課長

議案第7号「教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る協議について」説明します。

地方自治法第180条の7の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務のうち、市長の補助機関たる職員（市長部局の職員）が補助執行している事務について市長と協議するものであります。

今回の協議事項であります。文化財展示施設が令和8年3月に完成することから、関連する事項を削除するものであります。

資料1ページをお願いします。こちらが協議書の案でございます。

表中で、文化財展示施設の企画立案、建設に関する市長部局内における調整及び教育委員会との総合調整に関することを企画財政部企画課の職員へ補助執行させていた部分と歴史・文化拠点施設の整備に関することをまちづくり政策監、企画財政部長及び企画課の職員へ補助執行させていた部分を削除するものです。

なお、規則の施行日は、令和8年4月1日としてございます。

説明は以上です。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。

よろしいでしょうか。

■菊池教育長

よろしいですか。それではお諮りします。議案第7号「教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る協議について」は承認でよろしいでしょうか。

■委員一同

(異議なし)

■菊池教育長

議案第7号「教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る協議について」は、承認されました。

続きまして、日程第9 議案第8号「伊豆の国市立幼稚園の定数、入園の手続等に関する規則及び伊豆の国市立幼稚園及び認定こども園預かり保育条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」の説明をお願いします。

■平井幼児教育課長

幼児教育課の平井です。

議案第8号について、御説明いたします。

本案につきましては、令和8年3月31日をもって共和幼稚園及び田京幼稚園が廃止となることに伴い「伊豆の国市立幼稚園の定数、入園の手続等に関する規則」及び「伊豆の国市立幼稚園及び認定こども園預かり保育条例施行規則」の2つの規則を1つの規則で改正するものです。

2ページの新旧対照表をご覧ください。

右側が改正前の条文、左側が改正後の条文となります。

第1条は、「伊豆の国市立幼稚園の定数、入園の手続等に関する規則」の改正になりますが、共和

幼稚園及び田京幼稚園が規定されている表中、共和・田京の幼稚園部分を削る改正を行います。

第2条は、「伊豆の国市立幼稚園及び認定こども園預かり保育条例施行規則」の改正になりますが、第2条及び第4条中、共和幼稚園及び田京幼稚園の部分を削る改正を行います。

3ページの最後に附則がございますが、本規則は令和8年4月1日から施行するものとしております。

説明は以上です。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。

よろしいでしょうか。

■菊池教育長

よろしいですか。それではお諮りします。議案第8号「伊豆の国市立幼稚園の定数、入園の手続等に関する規則及び伊豆の国市立幼稚園及び認定こども園預かり保育条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」は承認でよろしいでしょうか。

■委員一同

(異議なし)

■菊池教育長

議案第8号「伊豆の国市立幼稚園の定数、入園の手続等に関する規則及び伊豆の国市立幼稚園及び認定こども園預かり保育条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」は、承認されました。

続きまして、日程第10 議案第9号「令和8年度伊豆の国市立図書館の休館日の変更について」の説明をお願いします。

■近藤生涯学習課長

生涯学習課の近藤です。

それでは、議案第9号「令和8年度伊豆の国市立図書館の休館日の変更について」、説明いたします。

伊豆の国市立図書館条例施行規則第3条の規定に基づき、図書館の休館日の変更及び第3条別表中央図書館(6)、韮山図書館(7)の休館日を別紙のとおりとするものです。

資料の1ページをご覧ください。

はじめに、1の休館日を変更とする日ですが、市民サービスの向上、利用促進を図るため、できるだけ休日など中央・韮山図書館のどちらかを開館するように調整し、表の各施設の休館日を開館するように変更するものです。

これは、第3条の規定に休館日を定めており、規則どおりでは、年間で両館が休館となる日が、

35 日ありますが、表の休館日を開館することで、19 日となります。

次に 2 の休館とする日ですが、第 3 条別表の中央図書館（6）6 月の 10 日以内の範囲内で教育委員会が定める期間、及び、韮山図書館（7）9 月 20 日から 10 月 10 日までの期間の 7 日以内の範囲内で教育委員会が定める期間において、表の日付を休館するものです。この期間には全図書館資料の所在確認や図書資料の配置変えなどを行っております。

なお、参考資料として、資料 2 ページには、変更等の年間カレンダー、資料 3 ページには規則とおりの年間カレンダー、4 ページ以降は、施行規則がありますのでご覧いただければと思います。

説明は以上です。

■菊池教育長

説明が終わりました。何かご質問はございますか。

よろしいでしょうか。

■菊池教育長

よろしいですか。それではお諮りします。議案第 9 号「令和 8 年度伊豆の国市立図書館の休館日の変更について」は承認でよろしいでしょうか。

■委員一同

（異議なし）

■菊池教育長

議案第 9 号「令和 8 年度伊豆の国市立図書館の休館日の変更について」は、承認されました。

続きまして、日程第 11 議案第 10 号「準要保護児童生徒の就学援助資格の新規認定について」の説明をお願いします。

■古木学校教育課長

<略>

□質疑

<略>

■菊池教育長

議案第 10 号「準要保護児童生徒の就学援助資格の新規認定について」は 1 世帯却下されました。

続きまして、日程第 12 議案第 11 号「令和 8 年度県費負担教職員の人事異動の内申（案）について」の説明をお願いします。

■濱田統括監

<略>

□質疑

<略>

■菊池教育長

よろしいですか。それではお諮りします。議案第 11 号「令和 8 年度県費負担教職員の人事異動の内申（案）について」は承認でよろしいでしょうか。

■委員一同

（異議なし）

■菊池教育長

議案第 11 号「令和 8 年度県費負担教職員の人事異動の内申（案）について」は、承認されました。

これで、本日予定されました付議事項につきましては、すべて終了しました。

ここで、2 月定例会を閉会といたします。

令和 8 年 3 月 日

署名委員

署名委員